

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成30年度第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・意思疎通支援者派遣事業に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告（障がい者支援課）
日 時	平成30年11月29日（木）午前9時30分から午前10時50分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
欠席委員氏名	秦野 幹夫
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）、小林 智彦（障がい者支援課長）、伊原 誠宏（障がい者支援課障がい者福祉係長） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	1名
議 事	
平成30年度第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 議題の前に、事務局から、「情報公開条例に基づく開示請求却下の案件に係る判決及びその対応」及び当審査会宛ての『意見書』について説明があった。 渡邊課長 議題の前に、大きく分けて二つのことを御説明させていただきます。1点目は、情報公開条例に基づく開示請求却下の案件に係る判決及びその対応について、2点目は、当審査会宛ての『意見書』についてです。 まず、情報公開条例に基づく開示請求却下の案件に係る判決及びその対応について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。冒頭にも申しましたが、各委員には、『市長への手紙』、『判決書』も配布してございますが、個人識別性が高いことから傍聴者には配布してございませんので御了承ください。 当該案件は、平成27年度のことですが、教育委員会に対する情報公開条例に基づく行政文書の開示請求があり、これを権利の濫用に当たるとして却下する決定をし、その却下決定を不服としてなされた異議申立てについても同様の理由で却下する決定をいたしました。教育委員会は、その際、野田市情報公開条例第16条第1	

項第 1 号の「不服申立てが不適法であり、却下する場合」に当たるとして、審査会への諮問をしておりませんでした。

これら開示請求に対する却下と異議申立てに対する却下について、処分の相手方から取消訴訟が提起され、この度、資料の『主文』にあるとおり、これらの却下決定をいずれも取り消す判決が確定しました。

裁判における主な争点は、「開示請求が権利の濫用に当たるか」というものと、「異議申立ての却下処分が野田市情報公開条例第 16 条が規定する審査会への諮問をしておらず、違法か」というものがございました。

まず、開示請求が権利の濫用に当たるか、ということについては、市としては、「開示請求は、開示請求者の博物館職員 A に対するクレームストーカー行為の一環としてなされたものであることは明らかであり、およそ正常な権利行使と評価することはできない」と主張しましたが、裁判所の判断では「開示請求の対象文書は、博物館職員 A や博物館との関連性は相対的に低く、開示請求自体から博物館職員 A や博物館に対する嫌がらせ目的、A に対する開示請求者の特異な感情の表出又は異常な反応の現われと認めることはできない。また、開示請求者が、A や博物館の業務に支障を与える目的をもって殊更に本件開示請求を含む一連の開示請求を繰り返したことを認めるに足る証拠はないことから、権利の濫用に当たるとは言えない」ということで市の主張が認められませんでした。

次に「異議申立ての却下処分が野田市情報公開条例第 16 条が規定する審査会への諮問をしておらず、違法か」については、市としては、「開示請求が権利濫用と認められることから、その再考を求める異議申立て自体、異議申立権の濫用と云わざるを得なく、不適法な異議申立行為であるとの判断を教育委員会が示したものが今回の異議申立ての却下処分であり、それは形式的にも実質的にも本件異議申立てには適法性が認められない趣旨の却下裁決であるから、条例第 16 条に規定する審査会への諮問をする必要はない」と主張しましたが、裁判所の判断では、
「本件異議申立て却下処分の理由には、異議申立てが権利濫用に当たるなどその手続に違法がある旨の記載はなく、異議申立ての裁決庁である教育委員会は、開示請求の処分庁である教育委員会がした開示請求却下処分は相当であると判断したものにほかならず、実質的に異議申立てを『棄却する決定』であると解するのが相当であり、『不適法として却下した決定』には当たらない。

市は、『実質的に却下の裁決』をしたと主張するが、異議申立ての却下の理由に異議申立て自体が権利濫用に該当するとの記載はなく、市の主張は採用できない。

条例第 16 条が審査会に諮問しなければならないと定める趣旨は、第三者機関である審査会に諮問をすることによって、不服申立てに係る処分庁又は審査庁の判断の客観性、公正性、透明性を担保する趣旨と解される。

そして、権利の濫用に当たるか否かの判断は、形式的要件とは異なり、種々の考慮要素を踏まえた実質的な判断を要し、その判断の客観性、公正性、透明性を担保

するためには、審査会に諮問をすることが重要な手続となるというべき。」

とのことで市の主張が認められなかったとともに、「開示請求が権利の濫用に当たるとして却下する場合は、審査会に諮問をすることが重要な手続となる」ことが示されました。

長くなりましたが、判決の概要は以上のとおりでございます。

なお、開示請求の却下処分については、判決によって処分自体が取り消されたため、開示請求に対する応答が宙に浮いた状態となっておりましたので、教育委員会は、11月1日付けで個人情報を除いた部分開示決定及び不存在による請求拒否決定をしております。また、異議申立ての却下処分についても、同様に判決によって取り消されておりますので、改めて不適法であり却下するという決定をしております。不適法であるという理由につきましては、前回のように「権利の濫用」ということではなく、開示請求の却下が取り消されたことにより、却下処分を取り消す異議申立ての利益が失われたということが理由です。

さて、この判決を受けての市の対応ですが、まず裁判の相手方から、『市長への手紙』が届きました。情報公開条例や個人情報保護条例の運用を早急に改め、かつ運用の手引の修正を求めるということでございました。

これにつきましては、市としても、判決を踏まえ、「権利の濫用に当たるとして却下する場合は、審査会に諮問をする」旨の文言を運用の手引に加えることとしました。

運用の手引に追加する文言は、お手元の資料『野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の条例第16条の摘要及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の条例第31条の摘要の修正について』を御覧ください。

先日答申を頂きました野田市情報公開条例の解釈と運用の手引、それから本年4月から運用を開始している野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の摘要に次の文言を加えようとするものです。このことについて御了承いただきたいと考えております。

情報公開条例に基づく開示請求却下の案件に係る判決及びその対応についての説明は以上でございます。

遠藤委員 2点質問がある。まずは野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を要するとなっているが、審査請求について「却下するのが妥当かどうか」ということを審査会で審議するのか、「開示請求そのものについての判断が妥当かどうか」というのを判断するのか、それともその両方なのか、どちらなのか。2点目は、却下するという事で審査会に諮問する前に、行政不服審査法に規定されている審理員の審理はあるのか。

渡邊課長 1点目については、審査請求の却下をする場合に判断として権利の濫用が理由となることについて御意見を伺いたいということになります。

遠藤委員 では、審査請求が権利の濫用に当たるかどうかについての審議をお願いし

たいという趣旨に限定されるということか。

渡邊課長 開示請求の却下をし、審査請求も権利の濫用を理由として不適法として却下したいとするときに諮問をして御意見をお伺いしたいというような趣旨でございます。

遠藤委員 それは先ほどの説明で分かったが、開示請求の却下そのものについて審議するということではないということですか。

高谷主任主事 審査庁がこの案件については却下をすべき案件だと思っているということで、諮問をさせていただくのですが、その中でこの審査会で対象になる処分、開示請求に対して却下したということの判断の適否を含めまして、審議をいただくという流れになると思います。審査請求の却下をする妥当性について、答申をいただく中で、その中の判断の理由として原処分の権利の濫用を適用したことの適否についても議論いただいて答申を頂きたいということです。

遠藤委員 両方ということか。

高谷主任主事 権利の濫用を理由として審査請求自体を却下しますという場合には、こちらの審査会に諮って、権利の濫用について検討していただくということでございます。

遠藤委員 それだとやはり審査請求だけになるような気がするが。原処分の適否まで含むのか。２点目の審理員の審理手続はあるのか。

高谷主任主事 審理手続につきましては、教育委員会のような合議制のところでは判断したものについては、審理手続を経なくてよいことになっておりますが、それ以外はやるということになります。教育委員会につきましては、審理員手続は経ないということになります。

遠藤委員 そうなると教育委員会を除いた、ほかのところでは、開示請求に対して拒否した、あるいは一部開示だけ認め残りは開示拒否した場合の審理と変わらないということである。開示拒否した場合の審査請求のときと、開示請求に対して権利濫用だから却下した場合の審査請求のときとで、審理が同じになるということ。であれば、区別する理由がないのではないか。開示を却下でなく拒否したケースに対し審査請求があった場合、市長部局では、審理員による審査があって、その後に審査会に諮問される。それに対して、開示請求に対して権利濫用だという判断で却下した。それに審査請求があった。それでもまた同じように審理員による審査があり、その後に審査会に諮問される。それが同じである。区別がないのに、わざわざこれだけを追記するという理由は何か。

高谷主任主事 権利の濫用を適用したときだけを取り上げたこの文言を手引に追記する必要がないということでしょうか。

遠藤委員 これだけ特別扱いする意味が私には分からない。

今村副市長 条例の１６条でそもそも審査請求が不適法であり却下する場合は諮問しないと規定しているところ、権利の濫用は明らかに不適法だからといって野田市は

却下したわけなのですけれども、裁判所の判断によると、権利の濫用に当たるかどうかは実質的審議なので、結局は審査請求の実質的審理ですから中身も審理していただくという意味で、今後は審議をお願いすることになると思います。ここに追記するのは、今回の件で市は、この不適法であり却下する場合は諮問しなくてもいいという規定がある中で、権利の濫用であれば明らかに不適法なものだから、審査会に諮問する必要はないのだ、ということでやったのですけれど、裁判所の判断にもあるとおり、権利の濫用というのは、そういうふうに市だけで決めるようなものではなくて、きちんとやはり審査会で審議し、審査請求の内容についても審議しなくてはならないという形になると思っています。

遠藤委員 条文を変える必要はないのか。

今村副市長 条文を変える必要はないと思っています。

遠藤委員 私が思うに、背景にあるのは、判決の概要1ページの3の(2)市の主張のところで、「裁決行政庁である野田市教育委員会の却下裁決は、裁決行政庁としての判断においても、本件開示請求は、権利濫用と認められることから、そのため、その再考を求める本件異議申立て自体、異議申立権の濫用と言わざるを得なく、不適法な異議申立行為である、との判断を示したものだ」と言っているのだが、私は、開示請求が権利濫用かどうかという問題と異議申立てが権利の濫用かどうかというのは別問題だと思っている。市は、それを連動させて考えるからおかしい議論になってしまうのではないか。判決ではそもそも、異議申立てを「却下」したのではなく「棄却」したのだと言われてしまっており、異議申立てを却下したことの適否についてコメントはない。異議申立てを「棄却」したのだと言われている。

今村副市長 確かに実質的に棄却だと言っています。

遠藤委員 判決の論理構成からすると、却下の判断をしたのではない。だから異議申立ての却下のときに審査会が云々っていうのではなくて、異議申立ての棄却なのだから、審査会に諮問するものと言っているのではないのか。

今村副市長 今回の件では、最初に開示請求に対して権利濫用として却下をし、それに対して審査請求が上がってきたときに、そもそも開示請求が不適法だから審査請求も不適法だ、というような論理で審査請求も却下したわけなのですけれども、そもそも開示請求権の濫用があって、審査請求の審査の中でも開示請求に権利の濫用があったかどうか判断するということは、実質的な審議をしているのだからということになり、ということは、明らかに門前払いの却下ではなくて、きちんと審査して棄却という形でやらなければならない。ということは、審査会に諮らなければならない。というような考え方であると考えております。

遠藤委員 それは納得がいかない。例えば、ちょっと例が違うが、民事裁判を例にすると、「原告適格がない」ということで却下されるという判決はある。棄却ではなく却下。それに対して控訴した。だから、高裁の方で「いや、そもそもあなたは原告適格がないのだから控訴人適格ありません。だから却下です。」というような

判決を高裁はしれないと思う。やっぱり控訴は棄却だと思う。一審で「ない」とされた原告適格があるかないかは、高裁は判断すると思う。却下ではなく、審理はやる。

今村副市長 審議しますよね。今回のことも審議をします。

遠藤委員 なので言いたいのは、申立適格があるかどうかという話と不服申立てがあった場合に、それと連動して却下することを考えること自体がおかしいのではないかと思う。不服申立ては不服申立てで、そのこと自体権利濫用だったら却下してもいいが、私の頭だと不服申立てが権利濫用に当たるということは考えにくい。

今村副市長 最初に開示請求があったときに、「権利の濫用だから不適法だ」としたことに対して審査請求があれば、当然その審査請求の審査の中で不適法かどうかということを判断するということは、そもそもの開示請求が適法にされているかどうかを審議するのと同じだというふうに思っておりますので、結局、それを諮問し、最初の開示請求の却下について、審議していただき、棄却か、それとも認容かという判断をすることになると考えております。

遠藤委員 それであれば、冒頭に言ったとおり審査請求に対して請求を認めない、あるいは一部しか認めないっていう場合と審査請求を却下する場合とで区別する意味がない。それなのに、どちらも諮問すると書いている。何でこれをわざわざ付け加えるのが、私には意味が分からない。当たり前のことを言ってるだけの話だと思う。まあ留意事項ですから、「今まで不注意でした。これからは気を付けます。」という意味の留意事項ならそういう意味では分かるかもしれないが。

今村副市長 権利の濫用で開示請求を却下した場合の審査請求については、開示請求が不適法なのだから、審査請求も不適法だということで、却下をしたのですけれども、これからは、開示請求で却下した場合でも、その審査請求が上がってくれば、きちんと諮問しなければいけないですよっていうことを言いたいのので、この「審査請求を却下しようとする場合」じゃなくて、「開示請求を却下した場合に審査請求が上がってきたときは、権利の濫用として却下するのではなくて、きちんと諮問しますよ」と言うつもりでした。少し言葉が足りなかったということだと思います。裁判になった案件は、「開示請求のときに不適法だということで却下したので、それを審査請求として繰り返しやってくるのは、同じことの繰り返しだから、同じく不適法で、審査する意味もない」って言っていたのですが、「そうではない」というような裁判所の判断ですから、開示請求を権利の濫用として却下した処分に対する審査請求があれば必ず諮問しなさいよっていうことを追記したかったのですが。

遠藤委員 判決の理解がちょっと違うのではないかな。裁判所は、本件を異議申立ての「却下」ではなく、「棄却」と理解している。「審査請求を却下する場合に、審査会への諮問を要する」というようなことは、判決では言っていない。

今村副市長 ですから、これは資料の中の文言の間違いです。「審査請求を却下しようとする場合の取扱い」ではなく、「開示請求において権利の濫用で不適法とした

場合の審査請求についての取扱い」というのが正しく、その場合には、「却下するのではなく、きちんと諮問する」ということを追記するという意味に書換えが必要です。

遠藤委員 こんな回りくどいことを書かずに、もっと単純に、情報開示請求に対して全部不開示あるいは一部不開示の場合であろうと、却下した場合であろうと、それに対して審査請求がなされたら、どちらの場合でも、諮問すると。そういうふうに書けばいいのではないか。

今村副市長 条例の中では、「不適法で却下する場合は諮問を要しない」という趣旨の規定なので、今回の場合はともかくとして、審査請求が明らかに権利の濫用で却下する場合も、あり得ないわけではありません。しかし、開示請求を権利濫用で却下した場合は、それに対する審査請求について、開示請求が権利の濫用で、審査請求でもそれを繰り返しているだけだから、これも権利の濫用で却下するという論理は通用しません、ということだと思っています。

遠藤委員 では、なぜ却下の中でも権利の濫用だけ特別視するのか。市には、とにかく審査請求が不適法だったら却下するという考えがあるように思える。別の理由で開示請求を却下したことに対して、審査請求が出たら、審議会にかけるといいうことにしたっていいのではないか。

今村副市長 先ほどおっしゃった、原告適格とか、そういう意味と同じですべて棄却になるからということですか。全く不適法であることが明らかな場合でも。

遠藤委員 全く明らかというのは、審査庁の方でそう判断しているので、開示請求した人はそう判断してないことだってあるわけなのだから、もう1回不服申立てをして判断を求めたいと、そういったこともあり得る。権利濫用の却下だけ諮問を認めるというのであれば、ほかの却下案件を諮問しないという理由が逆に見当たらないと思う。客観的には無駄かもしれないけれども、御本人の意向は尊重しないといけないのではないか。権利濫用の却下だけ特別視するのはおかしいと思う。

今村副市長 次の各号のいずれかに該当する場合を除いて諮問しなければいけないというのが16条の規定ですけれども、開示請求を不適法却下した場合の審査請求については、全て諮問して、棄却か認容かということですか。条例は審査請求があったときに、この1号2号を除いて、諮問しなければならないと言っていますが、審査請求が不適法であれば諮問しなくてもいいというその規定自体を変えた方がいいということですか。

遠藤委員 だから先ほど私は条例改正のつもりはないのか、と質問した。この条文のまま権利濫用だから却下、不適法だから却下とした場合には、条文の読み方からしたら審査会にかけなくていいということなのだから。

今村副市長 つまりこの例外規定はいらないのではないかと、ということでしょうか。

遠藤委員 この留意事項を手引に入れるのであれば、例外規定がいらなくなると思う。この留意事項は、どう考えても条文に反する。

今村副市長 分かりました。ちょっと検討させていただきたい。

遠藤委員 これは条例を改正するとすれば、１２月議会に間に合うのか。

今村副市長 １２月議会にはまず間に合いません。改正するとすれば、３月以降ということになります。もし改正前にそういうような例があったときでも、権利の濫用で開示請求を却下したときに、行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査請求が不適法という解釈はしてはならないのだという考え方でいるので、条文が変わっていなくても諮問することになります。

遠藤委員 何度も言うが、判決はそこまで言ってないはず。却下でないのだから。

今村副市長 判決はあくまで個々の事件に対する判決で、確かにそこまでの結論は言われていませんが、判決を受けての市の考え方として、結局権利の濫用というものは形式的には判断できず、実質的に判断しなければいけないものなのだから、審査請求があれば当然審議はしなければならないので、却下決定に対して出された審査請求についてはきちんと諮問する。開示請求が権利の濫用で不適法だから、審査請求も同じ理由で却下ということは、それはあり得ないよってということだという意味であると思っております。しかし、委員がおっしゃるように、権利の濫用以外の却下の理由についても、開示請求した方は不適法だと思ってないことで審査請求をしているのでしょうから、それについてもきちんと諮問するのが間違いなく、さらには、権利の濫用以外の開示請求の不適法却下にも当たるかもしれないので、それについてはちょっと検討させていただきたいと考えています。

遠藤委員 確認しますけど、条文は「審査請求が不適法であり」と書いてあり、不適法というのは、市の元々の理解では、「審査請求が権利濫用だったら不適法だ」とこういう考えということでしょうか。

今村副市長 そうです。

遠藤委員 それだったら、却下しなきゃいけない。でも今回それを、違うんですよという扱いにしましょうということではないのか。それは、条文に反した扱いとなるが。

今村副市長 最初の開示請求が不適法であったとしてもそれに対する審査請求が、開示請求が不適法と認定したからといって、審査請求すること自体が不適法だとする論理が間違っているので、諮問しなくてはならないということで、条例には抵触するものではないと思います。

遠藤委員 それならいい。それなら私の理解と同じ。審査請求は審査請求で独自に、権利濫用があるかないかっていうのを考えた方がいいという、そういう基本認識なので、それと同じならいい。

今村副市長 書いていることは、少し違いますが、認識はそういう認識です。文書は、もう一度整理します。次回出し直させていただきますけど、先ほど委員が言われた権利の濫用以外でも諮問させていただいた方がいいのではないかとということも含めてちょっと検討させていただきます。考え方をもう少し、整理して、資料も付けて

考え方が分かっていたきやすいようにして改めて議論いただきたいと思います。

条例を改正するかどうかを含めて次回までにお示ししたいと思います。

須賀会長 議会の方は、１２月ではなく、後々になってということで。

今村副市長 １２月議会は、もう告示もしていますので。改正するとすれば３月以降ですけれども、それまでの間は、先ほど申したとおり、少なくとも権利の濫用を理由として不適法で開示請求を却下したときには、その審査請求については、必ず諮問させていただくという運用をさせていただきたいと思います。

渡邊課長 では、２点目の当審査会宛ての『意見書』について御説明いたします。先ほどの「市長への手紙」とは別に、同じ方から当審査会に対して「意見書」の提出がありましたので御説明いたします。冒頭にも申しましたが、当該意見書については個人識別性が高いことから傍聴者の方に対しては、配布してございませんので御了承ください。

意見の内容は、異議申立ての却下の決定に関して審査会への諮問を経ないで決定した件で平成２７年６月１１日に「請願書」を提出したところ、「審査会は官公署に当たらない」ということで取り上げられなかったが、そうした杓子定規的な対応をせず、市民からの声にも真摯に耳を傾けてほしいというものでした。

なお、平成２７年９月２８日、当審査会は、確かに「審査会は官公署に当たらない」という理由で請願書を受理しないということを決定しております。

今回は、請願書ではなく、「意見書」という形で提出されていますが、当審査会は地方自治法に基づく附属機関として設置されたもので、その所掌事務は条例で定められておりますところ、「市民からの問合せや意見に対し、調査審議し、回答すること」は条例上の所掌事務ではございません。

しかしながら、今回の意見書で、「杓子定規的な対応をしないこと」が希望されておりますので、このような「問合せや意見が記載された書面が提出された場合の取扱い」をどうするかについて、今この場において協議していただければと考えております。

先に事務局の案をお話しするのは、はばかれるところではございますが、あえて申しますと、事務局といたしましては、まず、こうした書面については各委員に配布し、御一読していただく。次に、各委員が書面の中に、審査会条例第３条第４号に定める審査会の所掌事務である『情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べる』必要があると考えられる事項を見い出した場合には、各委員から事務局に御連絡いただき、事務局は会長にその旨を連絡し、審査会において実施機関に意見を述べることについて、審査会の議題とするか否かをお決めいただく。その上で議題とする意見の提出者には、議題とする審査会の日程を、議題とならなかった意見の提出者にはその旨を事務局から連絡させていただく。と、このようにされるのがいいかと考えております。

当審査会への『意見書』についての説明は以上でございます。

遠藤委員 条例第3条4号についてですが、この理解としては、個別案件を離れてという意味で理解すればいいのか。それとも個別案件も含むという理解なのか。どちらで行けばいいのか。個別案件の中に、制度そのものあるいは重要な事項が一般的なものが含まれているとこういう判断をした場合という意味も含むのか。

今村副市長 含みます。

須賀会長 個別的一般的な問題について両方について、こちらの方で、御意見を賜るということでもいいか。

今村副市長 そうですね、そういうふうな判断があれば。

遠藤委員 市民の方から、「自分が今、開示請求している件について、こういう扱いを受けたけれども、これはおかしいのではないか」という意見書が出てきたら、それを読んで何か制度に関連するようなことがあったら意見を言う。こういうことでいいか。

今村副市長 それも含みます。

松本委員 委員個々の意見を言ってそれを会長に伝えて、審査会の議題とするかを決めるという事務局案だが、私はもう最初から審査会にかけた方がいいと思う。事務局の案だと、最終的には会長に委ねるということになってしまう。

須賀会長 慣例上、審査会の進め方については、会長に委ねられているところもあるが、この問題は、慣例上会長個人に委ねられても一応審査会には諮る。

高谷主任主事 会長の専決事項には、そういった議題を選択するというのはありません。事務局としては、こういう案件があるということで一旦会長に預けさせていただいて、会長からの支持を受けて各委員に相談して、最終的には皆さんで決定していただくということになろうかと思っております。会長一人で議題に上げるかどうかを決めるのではなく、皆さんと相談して決めていただきます。

須賀会長 そうすると最終的には審査会の中で、ということでもいいか。

松本委員 最初から審査会の場で議題にするか話し合えばいいのでは。

高橋委員 事務局から会長に言って、また会議に戻すのは、時間的にもどうか。

遠藤委員 委員個人が審査会の場で「私はこれを議題にして欲しい」と言って提案して良いということではないか。それで議題にする必要はないと3対2で否決されたらそれはそれで終わりであって、一人でも、読んで、意見を言うか言わないか、何か対応とるかどうかが、審査会で審議してくださいと提案していいのではないか。別に会長に言わなくても、事務局に言えばいいのではないか。

今村副市長 事務局案として先ほど申した「事務局が会長に各委員からの意見を連絡する」というのは、まるで会長が判断して議題にするみたいに聞こえますが、そういうことではなくて一人でも意見をという方がいらっしゃれば、次の審査会の会議で、まず審査会として意見を反映できるかどうかを判断していただいて意見を言うべきであればその内容について、議論していただくという形になればと思っております。

ます。

須賀会長 貴重な市民からの御意見を拝聴する。その上で審査会において判断をする
とした方がいい。

遠藤委員 時期的に間に合わないで、会議当日いきなり出るときも、現実的にはあ
るのではないか。例外的に事前配布できなくて、そういうとき、これは適用になら
ないか。

渡邊課長 その場合であれば、お配りして、その場でということではなく御判断いた
だけないと思いますので、お持ち帰りいただくこともあり得るのではないでしょ
うか。

遠藤委員 いや、急ぎの場合だってあるかもしれない。

今村副市長 その場で読んでいただいて、即その議論に入ることができるものもあり
ますし、ちょっと考えて次回までに考えるということもありますし、柔軟に対応し
たいと思います。重要な事項だということが昨日来て、今日配りましたというもの
について、これについては議論すべきだって言えば、すぐ議論していただくという
のは当然あり得るものと考えています。

須賀会長 それについては細かく決めておくのではなく、やはり柔軟な運用というこ
とを考えるということではいかがか。市民からのそういう貴重な御意見がありました
ら、まずは各委員にお伝えをする。それで会長案件ではなく、審査会で判断する
ということで。事務局案に若干の修正はあるが、そういうことにしてよいか。

（異議無し）

個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

- ・ 意思疎通支援者派遣事業に関する事務の変更及び個人情報取扱事務の委託に係る
個人情報保護措置報告（障がい者支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 協会の正式名称は何か。

小林課長 正式には社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会です。

遠藤委員 これまでどのぐらいの方がこの事業を利用しているのか。

小林課長 ４５団体とあと個人で３０人前後という状況です。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿変更届及び報告書を承認して
よろしいか。

（異議無し）

須賀会長 以上で第６回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。 以上